

女性デジタル人材育成事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、D Xによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、D Xを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、D Xに取り組むための課題として約45%の企業が「D Xを担う能力のある人材が、社内で育成できない・社外から獲得できない」と回答しており、デジタル分野で活躍する人材の需要が高まっている。

また、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」では、I T技術者に対する女性の割合は21%に留まっており、デジタル分野のジェンダーギャップの解消が課題となっている。

このような状況から、本県では、D X推進を担う人材が不足している県内企業で活躍できる女性デジタル人材の育成を目的に、主に出産や育児等のためにキャリアが中断した女性や、現在非正規雇用若しくは無職の女性等を対象に、時間的・場所的な制約を受けずに受講できるe-ラーニング等を通じたデジタルスキルの研修を実施する。

2 委託業務名

女性デジタル人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の概要

県内在住で就労意欲のある女性を対象に、就労へつながるデジタルスキル習得に向け、個々のライフスタイルに合わせて学習ができるe-ラーニング研修や集合研修を行うこと。

研修プログラムは、最新のデジタル人材動向も踏まえ、習得可能かつ高度なデジタルスキルを活用したI Tエンジニア等の就労につながるスキルを習得できるプログ

ラムとすること。なお、複数のコースを設けても構わないこととする。

(2) 実施内容

研修の実施について、受講者の募集をはじめ、運営、フォローアップ等、開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)～(キ)に基づき実施すること。

(ア) 事業説明会の実施

申込みを検討している女性を対象にした事業説明会を2回以上オンラインで実施すること。

(イ) 研修受講者の募集及び選定

受講者の定員は30名以上とすること。参加費は無料とし、研修中に使用するツールの利用料やテキスト代についても、受講者からの徴収は行わないものとする。

受講者は、メールやインターネット、オフィス系ソフト等（ワープロや表計算ソフト等）の基本的操作が可能であることを前提として募集し、研修受講希望者に対して必要に応じて受講者の選定を行うこと。選定を行う場合は、具体的な選定手法について県と協議の上、承諾を得ること。

なお、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、定員を下回る場合でも、研修の進捗や運営を円滑にするために必要であれば、受講者選定の基準を設けることを可能とする。

(ウ) ガイダンスの実施

研修の開始時は、使用するデジタルツール及びeラーニング研修の受講方法等について受講者へのオンライン（Zoom等）の説明会を行うとともに、eラーニングの推奨研修スケジュールを提示すること。

(エ) eラーニング研修の実施

研修プログラムで設定したデジタルスキルを学ぶ研修を、約4カ月程度（研修時間は延べ130時間程度）実施すること。

受講者がeラーニング研修において使用するパソコン等については原則受講生が用意することとし、受講にあたり最低限必要と思われるスペック（OSは少なくともWindows及びiOS、Mac OS、Androidには対応できるような研修を用意すること）等について提案書に記載し、募集の際にも周知すること。

なお、教材（ソフトウェアアカウント等）が必要な場合は、受託者が費用を負担して用意するものとし、動作に必要なスペック等について提案書へ記載し、募集の際にも周知すること。

(オ) 集合研修の実施

受講生同士の仲間意識を高め、目的達成に向けて研修へのモチベーションを高めるため、対面とオンラインでのハイブリッド型の集合研修を全2回以上実施すること。

研修は録画し、当日参加できなかった受講者が視聴できるようにすること。

研修の実施に必要な機材の準備（モバイルルーター等）、会場の設営及び撤去等を行うこと。

（カ）チャットツール等による受講者のサポート

研修期間中は、受講者からの質問を受ける相談窓口をチャットツール（Slack 等）により設置すること。また、受講者が効果的に学習できるよう、受講者コミュニティも形成し、運営及びサポートを行うこと。本コミュニティには県も参加できるものとする。

サポートにあたっては、受講者の約80%程度が修了できるよう、進捗状況管理や受講上の相談対応など、きめ細かな支援を実施すること。

原則、コミュニケーションツール上で支援を行うこととするが、受講者から要望があった場合は、Zoom 等による個別相談にも対応すること。

（キ）キャリアカウンセリングの実施

希望する受講者を対象に就職活動の進め方やキャリアデザイン、希望する働き方等に基づく支援を行うとともに、必要に応じて就職支援機関等の活用について助言すること。

（3）広報の実施

（ア）チラシデータ作成等

受講者募集等のため、チラシデータ（A4カラー片面）を作成し、5,000部程度を印刷の上、県が指定する約100か所に各50部送付すること。

（イ）WEBメディアの活用

受講者募集時にSNS広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

（ウ）その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

（4）効果測定

全ての研修が終了した後に、デジタルスキル習得の効果測定を実施し、一定水準に達した者を受講終了とすること。

研修に対するアンケート調査を実施し、デジタルツールの習熟度を測定すること。

（5）実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(6) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ 1 部、印刷物 1 部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和 8 年 3 月 23 日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一家に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託者に提示する。
- (8) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条及び

第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (11) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (ウ) 三重県に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (12) 受託者が(11)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (13) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (14) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。